

令和7年第3回若狭町議会定例会会議録（第1号）

令和7年6月16日若狭町議会第3回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	中村美穂	議員	2番	檜鼻貴博	議員
3番	速水真由子	議員	4番	松本弘康	議員
5番	久保幸子	議員	6番	岩本克己	議員
7番	谷川暢一	議員	8番	川島富士夫	議員
9番	倉谷明	議員	10番	増井文雄	議員
11番	藤田正美	議員	12番	熊谷勘信	議員
13番	辻岡正和	議員	14番	北原武道	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 旭 明 男 書記 堀田 美名子

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡辺 英 朗	副 町 長	二本松 正 広
教 育 長	松 宮 毅	総 務 課 長	竹 内 正
会 計 課 長	石 倉 治 夫	観光まちづくり課長	池 田 和 哉
税務住民課長	松 宮 登志次	環境安全課長	中 村 辰 也
福 祉 課 長	中 村 和 幸	子育て支援課長	原 田 太 輔
健康医療課長	田 中 啓 司	建 設 課 長	飛 永 浩 志
上下水道課長	宮 田 雅 秋	農林水産課長	岸 本 晃 浩
パレオ文化課長	中 西 みや子	歴史文化課長	吉 村 卓 也
教育委員会事務局長	山 本 裕 之		

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 3号 令和6年度若狭町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 4 報告第 4号 令和6年度若狭町土地開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

- 日程第 5 報告第 5 号 令和 6 年度若狭町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 6 号 令和 6 年度若狭町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 7 議案第 3 1 号 物品の取得について（若狭町立学校情報機器の購入について）
- 日程第 8 議案第 3 2 号 工事請負契約の締結について（令和 7 年度若狭町立上中小学校校舎リフレッシュ工事）
- 日程第 9 議案第 3 3 号 工事請負契約の締結について（令和 7 年度道路改築事業（道路メンテ）千才橋橋梁工事）
- 日程第 1 0 議案第 3 4 号 工事請負変更契約の締結について（令和 6 年度子どもの遊び場整備工事）
- 日程第 1 1 議案第 3 5 号 美方地区農村情報化施設条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 3 6 号 若狭町税条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 3 7 号 若狭町水道法施行条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 3 8 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 1 5 議案第 3 9 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 1 6 議案第 4 0 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 1 7 議案第 4 1 号 令和 7 年度若狭町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 4 2 号 令和 7 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 4 3 号 令和 7 年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 0 議案第 4 4 号 令和 7 年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 1 議案第 4 5 号 令和 7 年度若狭町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 4 6 号 令和 7 年度若狭町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 3 請願第 2 号 ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願書
- 日程第 2 4 若狭町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

(午前 9時28分 開会)

○議長（熊谷勘信議長）

開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日、招集されました令和7年第3回若狭町議会定例会の開会に当たり、議員各位には、万障繰り合わせの上、御出席をいただきありがとうございます。

本定例会に提出されます議案につきましては、令和6年度一般会計予算繰越明許費繰越計算書などの報告のほか、工事請負契約の締結、条例の一部改正、令和7年度各会計の補正予算などであります。

慎重な御審議と、円滑な議事運営に、御協力賜りますようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、令和7年第3回若狭町議会定例会を開会します。

町長より発言を求められていますので、これを許可します。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

皆様、おはようございます。

北陸地方も梅雨入りとなりましたが、特産、福井梅の初出荷が6月5日に行われ、主力品種である紅映も6月11日から出荷が始まっております。

また、福井梅の皇室献上として、本年も6月19日に秋篠宮家、常陸宮家、三笠宮家への献上をさせていただきます。

昨年は異常気象の影響などにより、全国的に不作でしたが、今年は平年並みの約1,100トンの出荷を見込んでおり、特産の福井梅のPRと振興に努めてまいります。

さて、本日、令和7年第3回若狭町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には全員の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。本定例会は、2期目の町長就任後初めての定例会となりますので、今後の町政運営に対する私の所信の一端をここで述べさせていただきます。

改めまして、令和7年4月13日に執行された若狭町長選挙では、無投票当選という結果を賜り、町民の皆様からの負託を受けて、引き続き若狭町長を務めさせていただくこととなりました。

スローガンに掲げさせていただいた、「町民の命と暮らしを守る、明日への挑戦」を肝に銘じ、皆さんの期待を裏切ることのないよう、全身全霊をかけて、町長の職務に邁進してまいります。

さて、若狭町の人口減少は大きな課題となっております。私の1期目就任当時の令和3年5月1日現在では、1万4,309人だった人口も令和7年5月1日現在では1万3,209人となっており、4年間で1,100人減少しております。こうした人口減少は、様々な面に影響を及ぼしており、未来への不安にもつながっています。

しかしながら、本町も北陸新幹線の敦賀開業とともに注目を増し、三方五湖レインボーラインの山頂公園をはじめ、鯖街道熊川宿が日本遺産プレミアムという最上位の評価を得たことにより、多くの方々が若狭町に訪れていただいております。今後も「若狭町」としてのブランド力をさらに高め、その効果を町内のそれぞれの地域や近隣市町にも波及させ、さらなる交流人口の拡大、定住促進に努めてまいりたいと考えております。

1期目は55項目の公約を掲げ、スピード感を持ってまちの課題解決に取り組んでまいりました。2期目においてもそのスタンスは変えることなく、大きく7つの公約実現と総合計画の中期基本計画に掲げられた「将来も住み続けられ心ゆたかで幸せな暮らしの実現」に向けて、全力で取り組んでまいります。同時に、町財政のさらなる健全化と持続可能な行政経営を進め、希望あふれる若狭町の発展を目指してまいります。

まず、公約1つ目の「災害に強い道路整備と治水対策の促進」であります。

道路などのインフラ整備は、利便性や安全性の向上はもちろんのこと、住民生活に欠かすことのできない公共施設であります。また、河川整備や橋梁の長寿命化も含めて、昨今の気候変動に伴う頻発、激甚化する水害や土砂災害等に対し、災害対策を促進していかなければなりません。広域ネットワーク路線としての、さらにその重要性が増している舞鶴若狭自動車道の四車線化や、常神半島を縦断する唯一の道路であり、地域の生命線でもある県道常神三方線トンネル整備をはじめ、国道27号や162号、303号など道路改良、さらには三方五湖の冠水対策となるトンネル放水路の整備など、大規模な道路整備や治水対策は、国や県との連携強化が不可欠であります。これまで積み重ねてきた事業の流れを止めることなく、着実に前に進めていくことが重要であり、培った人脈を生かしながら、粘り強く国や県に働きかけるとともに、早期実現に向けて全力で取り組んでまいります。あわせて、住民の皆様の安全安心の確保に努め、命と暮らしを守る災害に強いまちづくりを推進してまいります。

次に、「健康ポイントの拡充と地域医療介護の連携強化」です。

1期目の就任時は、新型コロナウイルス感染症が流行しており、命や健康にとどまらず、社会経済、人々の行動や意識、価値観など多岐にわたり甚大な影響を及ぼし、私たちの日常生活に大きな変化をもたらしました。ワクチン接種などの感染防止対策の推進など、町民の皆様にも御理解と御協力をいただきながら、この危機を共に乗り越えてま

いました。

そうしたことから、住民の皆様の健康意識は年々高まっておりますが、健康寿命を延ばし、生きがいを持って元気に長生きしていただくためにも、町民一人一人の心身の健康状態が良好であることが不可欠です。

しかしながら、高齢化も進んでおり、必要とされる医療、介護、福祉の分野においても、人材不足が危惧されております。昨年設立した地域医療連携会議において、行政と町内の医療機関が情報共有をしながら、医療分野の人材不足や災害時の医療体制の確保などの課題に取り組んでいます。

また、医療機関や介護事業所との適切な役割分担と連携により、切れ目のない在宅医療の推進と、介護サービスの提供体制を整えるとともに、健康づくりなど保健事業の推進と介護予防を一体的に取り組み、健康寿命の延伸を図ってまいります。昨年度より開始した健康ポイント「H A P I P O（ハピポ）」についても、各分野でポイントを取得できるように拡充し、登録者を増やすことにより、みんなで楽しみながら健康づくりに取り組み、社会貢献にもつながる仕組みをさらに構築してまいります。そして、全町民が住み慣れた地域で安心して健康で長生きできる社会を実現してまいります。

次に、「給食費無償化と子育て教育環境の充実」です。

現在、子育てには多額の費用がかかる時代となっています。地域で子供たちを見守り、育んでいくということは、これまでと変わりありませんが、昨今の急激な物価高の状況において、子育て世代を支え、町の将来を担う子供たちを町全体で育んでいくためにも、教育や子育て環境の充実は最重要課題であると考えております。

そこで、今回、特に小中学校の給食費の無償化を掲げさせていただきましたが、財政に対する影響も大きくなりますが、これまでの財政改革の取組やふるさと納税の推進により財源を確保し、迅速に対応してまいります。

また、現在、パレア若狭に整備を進めております「屋内型の子どもの遊び場」整備についても、本年10月の完成を予定しており、子供たちがいつでも楽しく安心して遊ぶことが可能となります。子育てに喜びや楽しみを感じながら、安心して子供を産み育てることができるまち「若狭町」を目指し、子育て環境や教育環境の充実を図ってまいります。

次に、「農林水産業の振興と基盤整備の促進」です。

若狭町は、北陸地方最大の特産福井梅の産地であり、お米が豊かに実る田園風景が広がるまちでもあります。しかしながら、昨今のような異常気象の影響により、梅の全国的な不作や「令和の米騒動」とも呼ばれる店頭での米の品薄状態、米価の高騰、さらに

は農業者の高齢化による後継者不足や耕作放棄地の増加など様々な課題があります。

国においては、備蓄米の放出など、米を安定的に供給するための様々な対策が講じられておりますが、若狭町におきましても、梅や米の農業者に対し、肥料、農薬の購入費に係る一部を助成し、農業者の安定的な経営所得の確保を図ってまいりました。

これからの農業を担うに当たり、スマート農業の推進や圃場の大区画化も望まれています。農業基盤整備事業を推進するためには、財源の確保や地域の皆様の御理解と御協力が不可欠となりますが、昨年各地区で話し合いの下、策定された地域計画も踏まえ、関係機関とも連携しながら、さらに農林水産業の推進、農業基盤整備を推進してまいりたいと考えております。

あわせて、生産性の向上による農業者の経営安定化と出荷体制の強化による販路拡大、さらには後継者の育成への取組においても、国や県、農業関係団体とも連携しながら支援をしてまいります。

あわせて、若狭町には湖や海など、豊かな漁場も広がっており、若手の漁業者がそれぞれの特色を生かした水産業にも積極的に取り組んでおり、町としてもその活動に対して支援をしながら、漁業振興をさらに図ってまいります。

若狭町のすばらしい農林水産業を守り続け、次の世代につないでいくことが私の責務であると考えております。そして、若狭町に多く訪れる方々に、若狭町で取れたおいしい食材を楽しんでいただく観光振興、全国に発信するふるさと納税の推進につなげることによって、生産者の皆さんにも意欲を持っていただける農林水産業施策を意欲的に取り組んでまいります。

次に、「歴史文化と学術研究を核とした観光都市の実現」です。

今年度、水月湖の年縞掘削調査が11年ぶりに行われます。この年縞研究は、異常気象の発生メカニズムや、過去に人類社会が受けた影響を、現在や未来に置き換え、対応策があるのかを解明するもので、学術的に大きな波及効果や国際的なインパクトがあり、地元自治体としても大きな期待を持っているところです。

また、昨年7月、日本遺産「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群」が、日本遺産プレミアムに選定され、三方五湖や熊川宿などの学術的価値の発信と、観光による地域振興を図り、学術研究を融合した「学術研究観光都市」を目指してまいりたいと考えております。それにより、新たな観光産業や研究産業の創出が可能となります。高い技術の産業が若狭町に創出されることにより、人材を地域から育てることができ、大学などへの進学によって、町外に転出しても、卒業後は若狭町に就職することができる、そういった環境を整えることが、定住促進にもつながるものと考えております。

また、5月には、観光を中心に人の往来が活発になる「観光のまち」、そして、安心して住むことができる「定住促進」の両立を目指し、「観光まちづくり課」を創設させていただきました。自然環境や歴史文化を大切にしながら、地域の魅力や特色を磨き上げ、研究を生かした新しい産業の創出、ブランド力のある企業誘致の促進、まちづくりと観光の複合的な事業展開により、観光都市の実現という高い目標を掲げて、政策や様々な事業を推進してまいります。

次に、「SDGsと地域の特色を生かしたまちづくりの推進」です。

1期目の町長就任時から、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」という強い意志を持ち、分かりやすい17項目の課題解決に向けて、みんなで取り組み、誰もが安心して笑顔で暮らせる、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進してまいりました。現在では、SDGsの理念に基づき、子供たちや地域、企業、団体、行政がそれぞれの課題と目標を明確にした上で、課題解決に向けたSDGsの取組を積極的に進めていただいております。町内の小中学校でも、学校の特色を生かしたSDGs探究学習に熱心に取り組んでいただいております、若狭町全体でSDGsによるまちづくりが浸透してきたと感じております。

SDGsでは17項目の開発目標がありますが、それぞれの目標は密接に関係しており、大きく社会、経済、環境の3つの要素がバランスよく調和が保たれることによって、持続可能な状態となります。これまで述べてまいりました公約におきましても、社会、経済、環境の3つのつながりを意識しながら、一つ一つの政策や事業展開を単独で行うのではなく、様々な分野が密接に関わり、波及させていく、そして、将来にわたって循環させ、多くの成果を生み出していく、そうした観点に立ったまちづくりを引き続き推進してまいります。

また、若狭町の各地域には、すばらしい自然環境や歴史・文化、伝統行事など特色ある資源がたくさん存在しています。人口減少や少子化の波が押し寄せていますが、町制20周年の節目を大切に、保存と活用に取り組みながら、地域の特色を生かした持続可能なまちづくりをさらに推進してまいります。

最後に、「デジタルの活用と行財政改革の推進」です。

国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、地方自治体でもDX推進の流れが加速しています。本町においても、マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアや公式LINEでの各種証明書の取得や、窓口における申請事務をスムーズに行う、「書かない窓口」の取組、子育て世代を支援し、保護者の負担軽減を図るための子育て支援アプリ「母子モ」の導入、ライフスタイルに応じた適時的確な情報発信がで

きるツールとしての若狭町公式LINEアカウントの開設、そのアカウントを回遊活用した健康ポイント事業「HAPIPO（ハピポ）」の創設による健康づくりなど住民に密着したデジタル化に取り組んでおります。

今年度は新たに保育所と保護者をつなぐため、保育現場にICT支援システムの導入を進めてまいります。また、行財政改革においても、行財政改革プランに基づく取組と皆様方の御協力によって、財政は少しずつ健全化に向かっております。

今後とも、デジタル技術を活用し、住民の皆様の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図り、限られた人的資源をより付加価値の高い業務に傾注させることで、行政サービスのさらなる向上につなげてまいります。

さらには、SNSの活用により、世界とも瞬時につながれる時代となっています。様々な場面において、元気で活力あるまち「若狭町」を広く発信し、まちのすばらしさや魅力を知ってもらうことにより、若狭町に来て、見て、体感する、交流人口の拡大と定住につなげていくためのデジタル技術の活用を積極的に推進してまいります。

また、今後予想される人口減少や人口構造の変化を見据え、公共施設等の在り方につきましては、施設の将来需要や老朽度の判定、改修時の費用等を含めた総合的に勘案した上での公共施設等総合管理計画の個別計画を早急に見直し、計画的な管理を実施した上で、施設の更新、統廃合、民間移譲など最適な配置を目指してまいります。まちの将来像を描き、効率化を図ることによって、持続可能な行財政運営を実現してまいります。

さて、本定例会に御提案いたします案件は、令和6年度若狭町一般会計及び特別会計、企業会計予算の繰越計算書の報告、物品の取得、工事請負契約及び請負変更契約の締結、条例の一部改正、計画の策定及び変更、一般会計はじめ、特別会計、企業会計の補正予算の議案を御提案させていただきます。

令和7年度一般会計の6月補正予算は、選挙後の肉づけ予算として12億2,490万円を追加し、予算総額を124億5,076万円とさせていただきました。アメリカの関税政策は、世界経済に与える影響が危惧されており、日本経済においても企業のみならず、労働者や消費者など広範囲に及ぶことが予測され、「国難に近い状況」とも言われています。また、今年1年間に値上げされる食品は、およそ1万4,000品目に上り、原材料価格の高騰や人手不足などを背景に、食品や燃料の物価上昇や変動が続いており、「令和の米騒動」も相まって、町民の皆様の生活に多大な影響を及ぼしています。今回の補正予算において、物価高騰対策、町民生活支援事業を創設し、町内で使用できる「わかさハッピー商品券」を町民1人当たり1万円分発行し、迅速に配付することによって、今後も予測される食品や燃料の高騰に対応してまいります。また、子育て

世代を応援していくため、小中学校の給食費を9月分から無償化してまいります。さらに、住民の皆様の安全安心や健康づくりを推進するため、災害時の避難行動要支援者の管理システム導入や、若狭町デジタルポイント「H A P I P O（ハピポ）」を拡充、保育業務支援システムの導入など業務の効率化を図るため、デジタル技術の活用を推進してまいります。

結びに、令和7年3月31日に、若狭町が誕生し20周年を迎え、若狭町は新たな一歩を踏み出しました。これまでの歴史を大切にしながらも、若狭町の未来のため、困難に立ち向かい、明日への挑戦を続ける覚悟です。

町民の皆様と力を合わせ、まちづくりに取り組むことによって、新しい文化が生まれ、時代がつくられていきます。その先頭に立って、全力で邁進してまいります。そして、町民一人一人の暮らし、健康、命を常に考えながら、「将来も住み続けられ、心ゆたかで幸せな暮らしの実現」に向けて、町職員の皆さんとも一丸となって調整を推進してまいります。

町民の皆様並びに議員の皆様におかれましては、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、私の施政方針といたします。

○議長（熊谷勘信議長）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（熊谷勘信議長）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番速水真由子議員、4番松本弘康議員を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（熊谷勘信議長）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月30日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月30日までの15日間に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が、お手元に配付のとおり報告されています。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、竹内総務課長ほか各担当課長等の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

～日程第3 報告第3号から日程第6 報告第6号～

○議長（熊谷勘信議長）

次に、日程第3、報告第3号「令和6年度若狭町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」から、日程第6、報告第6号「令和6年度若狭町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」までの4件の報告を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、報告第3号から報告第6号までの4件につきまして御報告を申し上げます。

まず、報告第3号「令和6年度若狭町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を議会に御報告申し上げるものであります。

民生費におけるパレア若狭管理事業や商工費における地域経済活性化事業、土木費における道路改築事業など11件で、繰越額を1億1,671万7,000円と報告させていただきます。

次に、報告第4号「令和6年度若狭町土地開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を議会に報告申し上げるものであります。スマートエリア開発事業で繰越額を5,790万円と報告させていただきます。

次に、報告第5号「令和6年度若狭町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を議会に御報告申し上げるものであります。

水道事業における新道地係の新道本館切替え工事など3件で、繰越額を2,470万円と報告させていただきます。

次に、報告第6号「令和6年度若狭町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を議会に報告申し上げるものであります。下水道事業における横渡地係の三方南部地区処理場機能

強化工事などで、2件の繰越額を6,890万円と報告させていただきます。

以上、4件につきまして、御報告させていただきます。

○議長（熊谷勘信議長）

以上で報告が終わりました。

～日程第7 議案第31号から日程第10 議案第34号～

○議長（熊谷勘信議長）

次に、日程第7、議案第31号「物品の取得について（若狭町立学校情報機器の購入について）」から日程第10、議案第34号「工事請負変更契約の締結について（令和6年度子どもの遊び場整備工事）」の4議案の一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、議案第31号から議案第34号までの4議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第31号「物品の取得について」につきましては、令和7年度若狭町立学校情報機器整備をさせていただくもので、福井県一括の共同調達に基づき、学習者用のタブレット端末を取得するもので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第32号「工事請負契約の締結について」につきましては、令和7年度若狭町立上中学校校舎リフレッシュ工事をさせていただくもので、去る6月6日に制限付一般競争入札を実施いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第33号「工事請負契約の締結について」につきましては、令和7年度道路改築事業千才橋橋梁工事をさせていただくもので、去る5月30日に指名競争入札を実施いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第34号「工事請負変更契約の締結について」につきましては、令和7年3月17日に契約いたしました令和6年度子どもの遊び場整備工事について、工事請負変更契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

以上、4議案につきまして御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、妥当なる御

決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議長）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の４議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第３１号「物品の取得について（若狭町立学校情報機器の購入について）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第３１号「物品の取得について（若狭町立学校情報機器の購入について）」、本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３２号「工事請負契約の締結について（令和７年度若狭町立上中小学校校舎リフレッシュ工事）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第３２号「工事請負契約の締結について（令和７年度若狭町立上中小学校校舎リフレッシュ工事）」、本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３３号「工事請負契約の締結について（令和７年度道路改築事業（道路メンテ）千才橋橋梁工事）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第３３号「工事請負契約の締結について（令和７年度道路改築事業（道路メンテ）千才橋橋梁工事）」、本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３４号「工事請負変更契約の締結について（令和６年度子どもの遊び場整備工事）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第３４号「工事請負変更契約の締結について（令和６年度子どもの遊び場整備工事）」、本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第１１ 議案第３５号から日程第１３ 議案第３７号～

○議長（熊谷勘信議長）

次に、日程第１１、議案第３５号「美方地区農村情報化施設条例の一部改正について」から日程第１３、議案第３７号「若狭町水道法施行条例の一部改正について」までの３議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、議案第３５号から議案第３７号までの３議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第３５号「美方地区農村情報化施設条例の一部改正について」であります
が、利用料金の見直しに伴い、条例の改正が必要となりましたので、この案を提出する
ものであります。

次に、議案第３６号「若狭町税条例の一部改正について」であります
が、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律及び地方税法施行規則の一部
を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の改正が必要となりましたので、この案
を提出するものであります。

次に、議案第３７号「若狭町水道法施設条例の一部改正について」であります
が、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、条例の改正が必要となりましたので、
この案を提出するものであります。

以上、３議案につきまして御説明申し上げましたが、何とぞ十分な御審議の上、妥当
なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議長）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の３議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第３５号から議案第３７号までの３議案について
は、会議規則第３９条第１項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のと
おり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

異議なしと認めます。よって、議題となっております３議案については、議案付託表
のとおり総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第１４ 議案第３８号から日程第１６ 議案第４０号～

○議長（熊谷勘信議長）

次に、日程第１４、議案第３８号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」から日程第１６、議案第４０号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」までの３議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、議案第３８号から議案第４０号までの３議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第３８号の「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、神子地係の水道施設整備を行う必要があります。

また、議案第３９号の「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、常神地係の水道施設整備を行う必要があります。

２議案とも、辺地対策事業債の発行及び措置のため、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定する必要がありますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第４０号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」であります。小川地係の水道施設において、神子地区、常神地区への送水設備を整備する必要があります。辺地対策事業債の発行及び措置のため、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更する必要がありますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項において準用する同条第１項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、３議案について御説明申し上げましたが、何とぞ十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議長）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の３議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第３８号から議案第４０号までの３議案について

は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議長)

異議なしと認めます。よって、議題となっております3議案については、議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第17 議案第41号から日程第22 議案第46号～

○議長(熊谷勘信議長)

次に、日程第17、議案第41号「令和7年度若狭町一般会計補正予算(第1号)」から日程第22、議案第46号「令和7年度若狭町下水道事業会計補正予算(第1号)」までの6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長(渡辺英朗町長)

それでは、議案第41号から議案第46号の6議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第41号「令和7年度若狭町一般会計補正予算(第1号)」であります、既定の歳入歳出予算にそれぞれ12億2,490万円を追加し、予算総額を124億5,076万円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、小中学校の給食費無償化のため、学校給食費3,420万9,000円の減額などによる諸収入を2,411万円の減額、国庫支出金で1億6,980万円の増額、県支出金で、7,400万4,000円の増額、寄附金で1億50万円の増額、繰入金で4億7,219万1,000円の増額、町債で4億2,660万円の増額などとしております。

歳出の主なものとしたしましては、議会費に4,553万6,000円、総務費で施設管理事業に1億4,462万円、ふるさと納税推進事業に1億5,000万円、次世代定住促進事業に3,158万1,000円、SDGsまちづくり推進事業に3,130万9,000円、住民税非課税世帯等生活支援給付金事業に5,700万3,000円など、物価高騰対策町民生活支援事業に1億4,209万3,000円など、民生費では、避難行動要支援者事業に1,687万4,000円、パレア若狭管理事業に1億1,637万円、パレア若狭運営事業に1,400万7,000円、保育業務支援システム整備事業に1,

922万5,000円など、衛生費では、地域医療確保事業に708万9,000円、予防接種事業に1,811万8,000円など、農林水産業費では、新規就農者支援事業に1,362万6,000円、くだもの産地育成事業に676万円、農地耕作条件改善事業に787万2,000円、ツキノワグマ対策事業に292万6,000円など、商工費では、地域経済活性化事業に1,140万円、多様な宿泊施設整備支援事業に1,333万2,000円、稼ぐ観光地づくり推進事業に862万5,000円など、土木費では道路維持修繕事業に6,539万6,000円、道路改築事業に9,757万9,000円、河川維持管理事業に3,390万円など、教育費では、わかさSDGs探究学習推進事業に671万2,000円、年縞調査推進事業に500万円などを計上させていただきました。

次に、議案第42号「令和7年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ936万6,000円を追加し、予算総額を19億926万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金で126万7,000円の増額、支払い基金交付金で115万3,000円の増額、繰入金で559万3,000円の増額などとしております。

歳出といたしましては、総務費で385万9,000円、地域支援事業費で550万7,000円を計上させていただきました。

次に、議案第43号「令和7年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の増減はありませんが、町営住宅管理事業の委託料を400万円増額し、積立金を400万円減額し、予算の組替えを行うものであります。

次に、議案第44号「令和7年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,061万6,000円を追加し、予算総額を6,027万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、財産収入で2,400万円の増額、繰入金で661万6,000円の増額としております。

歳出といたしましては、土地開発事業費で3,061万6,000円を計上させていただきました。

次に、議案第45号「令和7年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」であります。資本的支出におきまして、配水施設改良費として2億2,053万円を増額するものであります。

次に、議案第46号「令和7年度若狭町下水道事業会計補正予算（第1号）」であり

ますが、資本的支出におきまして、下水道施設改良費として2,400万円を増額する
ものであります。

以上、6議案につきまして御説明申し上げましたが、何とぞ十分な御審議の上、妥
当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議長）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の6議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号から議案第46号までの6議案について
は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のと
おり予算決算常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

異議なしと認めます。よって、議題となっております6議案については、予算決算常
任委員会に付託することに決定しました。

～日程第23 請願第2号～

次に、日程第23、請願第2号「ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである日本
政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願書」を議題とし
ます。

本日までに受理した請願は、お手元に配付してあります請願文書表のとおり総務産業
建設常任委員会に付託しましたので報告します。

～日程第24 若狭町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について～

○議長（熊谷勘信議長）

次に、日程第24「若狭町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について」を議題と
します。

若狭町選挙管理委員会委員長から任期満了に伴い、選挙管理委員会委員の選挙を行う
べき事由が生じた旨、地方自治法第182条第8項の規定に基づき、通知を受けており

ます。

選挙を行うべき定数は、選挙管理委員会委員4名、補充員4名であります。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、若狭町選挙管理委員会委員に、磯辺住夫氏、赤尾ますみ氏、飛永恭子氏、田中和也氏の4名を指名いたします。

続きまして、若狭町選挙管理委員会補充員に、竹内絹子氏、栢野智広氏、小林庄一氏、福田眞由美氏の4名を指名いたします。

なお、補充員の補充の順序は、ただいま指名しました順序とします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました若狭町選挙管理委員会委員4名及び補充員4名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

異議なしと認めます。よって、指名いたしました若狭町選挙管理委員会委員4名及び補充員4名が当選されました。

なお、当選人には若狭町議会会議規則第33条第2項の規定により、別途文書をもって当選の旨を告知します。

お諮りします。

議案審査のため、明日17日から23日までの7日間を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

異議なしと認めます。よって、明日１７日から２３日までの７日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午前１０時２２分 散会）